

## 平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-11-4)

施策名	クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上
施策の概要	2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

達成目標 1	コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進、ドーピング防止活動の推進を通じて、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上を図る。								
達成目標 1 の設定根拠	第2期「スポーツ基本計画」(平成29年3月文部科学大臣決定)第3章4「クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」を踏まえ設定。								
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度		
①コンプライアンスに関する教育・研修に取り組む団体の割合	—	—	—	—	—	51.4	100%に近付ける	/	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	目標値の設定根拠	第2期スポーツ基本計画において、「都道府県や市町村レベルの組織も含め、各スポーツ団体におけるノウハウや体制は十分に整備されているとは言い難い」とした上で、「全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及」することとしているため、本目標値を設定した。							
	指標の根拠	分母：平成29年度新規事業：スポーツ界のコンプライアンス強化事業において、調査対象とするスポーツ団体数 分子：上記団体中、コンプライアンスに関する教育研修に取り組む団体数							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	33年度		
②スポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されているスポーツ団体の割合	—	—	—	—	46.1%	54.9%	100%	/	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	目標値の設定根拠	第2期スポーツ基本計画において、「全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。							
	指標の根拠	分母：公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び各団体の加盟・準加盟団体、並びに各都道府県体育協会の総数(特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く) 分子：スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されている団体の数  ※29年度の実績値については便宜上、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構調べによる、スポーツ仲裁自動応諾条項を採択しているスポーツ団体の割合を記入。							

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	33年度	
③オリンピック・パラリンピック競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数	—	3件	4件	2件	2件	5件	0件	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	第2期スポーツ基本計画において、「フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために」ドーピング防止活動を推進することとしていることから、本目標値を設定した。						
	指標の根拠	—						

施策・指標に関するグラフ・図等

【測定指標①】スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」における調査（平成29年度）

【測定指標②】スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況（2018年2月22日現在）

	採択済み	未採択	検討中	不明	合計	採択率
JOC・日体協・日本障がい者スポーツ協会	3	0	0	0	3	100%
JOC加盟・準加盟団体*	54	4	4	0	62	87.1%
日体協加盟・準加盟団体**	8	6	3	0	17	47.1%
小計	65	10	7	0	82	79.3%
都道府県体協	28	9	10	0	47	59.6%
日本障がい者スポーツ協会加盟・準加盟団体	20	10	33	14	77	26%
小計	113	29	50	14	206	54.9%

\*日本スポーツ芸術協会を除く。

\*\*重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。また、都道府県体協を除く。

（出典）公益財団法人日本スポーツ仲裁機構HPに基づきスポーツ庁作成

【測定指標③】公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構HP等に基づきスポーツ庁作成

達成手段  
（事業）

名称 （開始年度）	平成29年度予算額 （執行額） 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
スポーツ仲裁活動推進事業 （平成23年度）	14 （14）	9	0336
スポーツ界におけるコンプライアンス 強化事業 （平成29年度）	20 （20）	16	0340
ドーピング防止活動推進事業 （平成18年度）	201 （198）	296	0337
世界ドーピング防止機関等関係経費 （平成13年度）	24 （18）	21	0338
世界ドーピング防止機構拠出金 （平成14年度）	165 （165）	168	0339
スポーツ・フォー・トゥモロー等推進 プログラム （平成27年度）	1,171の内数 （1,126の内数）	1,171の内数	0319
独立行政法人日本スポーツ振興センター 運営費交付金に必要な経費 （平成15年度）	14,976の内数 （14,976の内数）	15,820の内数	0335

達成手段  
（独立行政法人の事業）

名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金 (平成 15 年度)	14,976 の内数 (14,976 の内数)	15,820 の内数	スポーツ基本法及びスポーツ基本計画の趣旨に則り、日本のスポーツ推進のために必要な情報を扱う中枢機関として、国内外の情報を統合・分析し、日本のスポーツ政策・施策の検証・提案を行う。
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン (平成 26 年度)	中央競技団体 (NF) がガバナンス確立を目指す具体的指針として、平成 27 年 3 月に策定。		スポーツ庁参事官 (民間スポーツ担当) 付
スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン (平成 19 年度)	ユネスコにおける「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の平成 19 年 2 月 1 日の発効を受け、我が国におけるドーピング防止活動に関し、国内ドーピング防止機関及びスポーツ団体によるドーピング撲滅に向けた取組の適切な実施を図るため、平成 19 年 5 月 9 日に策定。		スポーツ庁国際課
アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース (平成 27 年度)	ドーピング検査の実効性の向上、教育活動の充実・強化、研究活動の充実・強化、組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与等に関して論点の整理を行い、報告書を取りまとめ。		スポーツ庁国際課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	—		

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		28年度	29年度	30年度	31年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	/	0 ほか復興庁一括 計上分 0	697,210 ほか復興庁一括 計上分 0	807,153 ほか復興庁一括 計上分 0
			<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算		0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
			<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等		0 ほか復興庁一括 計上分 0		
			<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計		0 ほか復興庁一括 計上分 0		
			<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
執行額 【千円】		/	0 ほか復興庁一括 計上分 0		
			<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
—

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名称	年月日	関係部分
2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針	平成27年11月27日	3. 大会の円滑な準備及び運営 ⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備 競技の公平・公正性を確保するため、アンチ・ドーピング対策を強化する必要がある。具体的には、世界ドーピング防止機構(WADA)や公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)とも連携しつつ、競技者等に対する研修、ドーピング検査員の育成、検査体制の強化等の万全の体制整備を行う。また、スポーツの価値・インテグリティ(高潔性)を更に高めようとする国際的な取組に貢献するため、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化を支援する。
経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大 ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と世界への日本の発信の最高の機会である。その開催に向け、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリ

		ンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」等に基づき、関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮、競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及など大会の円滑な準備を進める。
スポーツ基本計画	平成 29 年 3 月 24 日	4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 【政策目標】 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。
経済財政運営と改革の基本方針 2018	平成 30 年 6 月 15 日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (4) 分野別の対応 ④ スポーツ立国の実現 (略)さらに、スポーツ・インテグリティ確保のためスポーツ団体のガバナンス強化等を推進する。
未来投資戦略 2018	平成 30 年 6 月 15 日	第2 具体的施策 I. 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 4. 観光・スポーツ・文化芸術 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) スポーツ産業の未来開拓 ②スポーツの成長産業化の基盤形成 ・(略)また、スポーツ団体の女性役員候補者に対する研修、スポーツ・インテグリティ確保のためのスポーツ団体の取組の促進等を実施する。

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課（課長名）	スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）（川合 現）
関係課（課長名）	スポーツ庁 国際課（糸川 泰一）

評価実施予定時期	平成 32 年度
----------	----------